

第5回環境社会配慮審査会

日時 平成18年7月24日(月)15:00～18:00

場所 JICA 本部11階テレビ会議室、JICA 兵庫テレビ会議室

出席委員 (敬称省略)

委員	遠藤 博之	株式会社遺棄化学兵器処理機構 代表取締役社長
臨時委員	原嶋 洋平	拓殖大学 国際開発学部 助教授
副委員長	平野 宏子	東京都水道局 練馬東営業所長
委員	川村 暁雄	神戸女学院大学 文学部総合文化学科 助教授
委員(幹事)	松本 悟	特定非営利活動法人メコン・ウォッチ 代表理事
委員(幹事)	満田 夏花	財団法人地球・人間環境フォーラム企画調査部 研究主任
委員	夏原 由博	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 助教授
副委員長	田中 奈美	神戸芸術工科大学デザイン 学部環境・建築デザイン学科 助教授
委員	和田 重太	和田・永嶋法律事務所 弁護士
委員	柳 憲一郎	明治大学法科大学院 法務研究科 教授
欠席委員		
臨時委員	濱崎 竜英	大阪産業大学 人間環境学部都市環境学科 講師
委員	平山 義康	大東文化大学 環境創造学部 教授
委員	中谷 誠治	財団法人亜熱帯総合研究所研究部 主任研究員
委員長	村山 武彦	早稲田大学 理工学部複合領域 教授
委員	田中 章	武蔵工業大学 環境情報学部環境情報学科 助教授
臨時委員	渡辺 邦夫	埼玉大学 地圏科学研究センター 教授
委員	作本 直行	日本貿易振興機構アジア経済研究所 開発研究センター次長

事務局

米田 博	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部次長 兼 ジェンダー・環境社会配慮審査グループ長
渡辺 泰介	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム長
比嘉 勇也	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム
村瀬 憲昭	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・ 環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム

委員・事務局以外の発言者

原科 幸彦	独立行政法人国際協力機構 異議申立審査役
西宮 宏信	日本工営株式会社
石井 好正	電源開発株式会社
田辺 有輝	環境・持続社会研究センター
島田 俊子	アイ・シー・ネット株式会社

平野副委員長 それでは時間になりましたので、第5回環境社会配慮審査会を開催させていただきます。本日は委員長がご欠席のため、代行させていただきます。

まず最初に、ネパール国アッパーセティ水力発電計画・答申案について、コメント、質問等に対する回答資料について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

渡辺(泰) それでは、A4横長の「担当委員からのコメントに対する回答」という資料を担当の経済開発部の方で作成しておりますので、時間節約のために、質問が(1)から(9)まででございますが、このところは、よろしければざっとみていただきまして、これでよくわからないという点があればさらにご質問いただければと思っております。

平野副委員長 そうしましたら、(1)から(9)について、ざっとごらんいただいて、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

渡辺(泰) さらに事務局からですが、もしご質問がなくて、この(1)から(9)までの中で、質問ではなくて、実際に答申にコメントとして反映させたいという点がございましたらご発言をいただければと思います。

遠藤委員 番号(6)のダム代替案の回答で満水位 375mから 435mの7代替案について経済性、環境面から比較検討を行うとしていますが、EIAの方は、420mから 430mという比較をしている。これから、この7代替案に対してEIAを実施するのでしょうか。

西宮 この7代替案にやるということなんですけれども、NEAの調査では、一番低い場合が420と決められています。これはまず25年間の堆砂を考えた上で、堆砂によって使えないデッドのリザーバーボリュームを考慮して、420からとしているんですね。今回は排砂対策を行いますので、そういうデッドの部分をもっと減らすことが考えられますので、比較案としては375、さらに低いレベルからやりたいということを考えております。これ以下につきましては、経済性が出てこないだろうということで、これ以下については検討しませんが、375以上については検討し、カーブをつくりまして、最も経済性の高いところを探したいと考えております。

遠藤委員 ちょっと質問範囲からはみ出てしまうのですが、関連する番号(10)のコメントは、私が出したのですが、満水位430m以上のところでももっと経済的に有利な案があるのではないかと、いうことをちょっと指摘したんですけども、そういうことはないんですか。

西宮 一応435まで今回やる、もし、435より高い位置で経済性がよくなる可能性がある場合には、435よりさらに高い位置でも確認する必要がありますが、ただ、我々がみた感じでは、そこまで高く

してくると、地形からなんですけれども、移転が急激にふえる可能性が高いと、地形図からみる限りはそう感じております。高くすれば、確かにベネフィット出る可能性あるんですけれども、そうすると非常に環境面のインパクトが大きいのではないかと今私ども想定しておりますが。

遠藤委員 もう一点確認します。環境管理コストが総事業費の約5%、430mまでだと大体5%程度です。これが水位10m上がったからといって、コストが10%とか、非常に大きな増加になるとは思えないのですが、その辺をどこで足切りしているのかある程度理論的に絞り込まないと、430m程度でよいのじゃないかという選定をされているように誤解されると思いますが。

西宮 これは地形からですが、実際ここは河岸段丘のようになってまして、両岸が非常に垂直に立っている。そのさらに上の段にいきますと非常にフラットな面が広がっている。要するに、435以上は、フラットな面に入ってきてしまうので、対象範囲が一挙にふえてしまうというところで、河岸段丘の上端付近で切っておるんですが、これは地形から決めております。

平野副委員長 今との関連で、経済性、環境面からの比較検討を行うということなんですから、具体的にはどういう項目を想定されていらっしゃいますか。

西宮 今考えておりますのは、まず移転です。それに土地収用です。それからあと森林に対する影響。それと文化施設や寺院、葬儀場、橋とか、そういう構造物に対する影響に着目したいと考えておりますが。

平野副委員長 ほかに何かございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、また思いついたところでご質問いただくということで、とりあえずお時間の関係もございますので、10以降、一つずつ確認しながら進めてまいりたいと存じます。ページの関係で、10番から12番あたりでいかがでございましょうか。

遠藤委員 10番で、もう一度確認したいのですけれども、提案に対して答えが、先ほど口頭では、地形上範囲が絞られたということですが、その辺、対応に対して何かもう少し明確に答えるか、レポートのどこそこを書いてあるというのを指摘していただかないと、この対応だけでは理解できない。

石井 先ほどお答えいたしました、貯水池の上流端、標高が435mから438mぐらいのところには大きな集落がございまして、NEAの計画で425m、あるいは430mにしたというのは、その大きな集落が水没しないようにという配慮からでございます。私たちのスタディでは、それをもう少し上げたらどうなるかということを取り込みまして、435mまでを満水位と考えるということにしております。先ほども出ましたけれども、地形的なものから水没家屋がかなりふえると想定されております。何戸ふえるかというのはただいま調査中でございます。

遠藤委員 回答に不満足です。かなりとか、抽象的な表現で足切りしたというのは、その集落が本当にどうしても水没してはまずいという理由があるのかどうか。土地収用とか、移転家族が例えば倍になったとしたら、環境管理コストが何倍になるとかが捉えられるのではないのでしょうか。

石井 環境管理コストは、私どものスタディでは積み上げを考えておりまして、先ほど出ましたように、例えば土地収用に幾らかかるとか、概算を積み上げていく方針でして、工事費の何%を見込むということは考えておりません。

遠藤委員 それはわかります。

柳委員 その他、11番目、今の問題に関連してですけれども、前回の検討会のときの資料2でご説明いただいたのは、プロジェクトによる影響世帯というのは、貯水池の水位が425プラス10mということで、満水は10mプラスで影響を想定しているというご説明だったわけですよね。つまり、435で一応影響を検討しているということであれば、この移転家屋は45世帯というふうに前回は説明されて、その資料を出されてますけれども、実際には、EIAのレポートをみると、435だと200世帯ということで、それはこちらの方にも書いてありますけれども、耕地も380ヘクタールというふうに影響はかなり拡大されるということですよ。

ですから、そういうふうに最初から想定しているのであれば、移転の家屋もそのように記述すべきで、そのように説明されるべきではないかとちょっと思ってまして、対応で、425のときには435の範囲を影響地域として、移転世帯と、それから土地収用面積を算定しているということであれば、それをちゃんと明示していただきたいと思います。その点が前回の説明では非常にあいまいだと思いますが、425でも説明されていたので、その点を明確にしておいていただきたいと思います。

平野副委員長 ジャコメントということで。

柳委員 はい。

平野副委員長 それでは、今との関連、もしくは12番で何かございますでしょうか。

村瀬 事務局からなんですけれども、10番の(1)の部分と、11番ですが、回答書では、一応調査団の方からは説明がなされているんですけれども、最終答申に盛り込むべきかどうか、遠藤委員、柳委員に確認させていただきたいと思います。

柳委員 それでは、質問から意見が何かに変えさせていただいてよろしいですか。そういう形でお願いします。

平野副委員長 これは、そうしますとコメントに一応入れさせていただくということで、12番についてはいかがでしょうか。

そうしましたら、13番、森林地の水没補償についてはいかがでしょうか。

遠藤委員 これは、要求として出したのですけれども、回答の内容でわかりましたので、これは取り下げて結構です。

平野副委員長 上の要求事項についてはということでございますか。

遠藤委員 13番の上ですね。

平野副委員長 これは取り下げということで、下の方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、次のページにまいりまして、(14)の土地収用についていかがでございましょうか。

松本委員 後半の方なんですけど、これはカリガンダキの教訓から、特に少数民族の人たちの中でしっかりと土地に対して権利をもっていない人が補償適切な生計回復手段を得られなかったということからこういうコメントを要求として出したんですが、いただいた対応のところに、「左記コメントを反映する」と書かれてはいるんですが、「左記コメントを反映する」ということは、実態的な土地の利用状態に応じた受給資格を提案していくというふうにとらえてよろしいのかどうか、それをちょっと確認させてほしいんですが。

平野副委員長 事務局の方、いかがでしょうか。

西宮 そのように考えております。

平野副委員長 よろしいですか。

遠藤委員 14番の一番上ですけれども、ACRPの調査プロセスで、私が要求したのは、何月何日支払いをするというのではなくて、どういうプロセスの段階のときにどういう支払いがあるのかといった説明が欲しかったということです。具体的に住民にお金がいつ払われるということではない。プロセスと支払いのタイミング、例えばどこまでやったら3分の1とか、完全に土地を引き渡したときは全額払うとか、そういうタイミングの説明を要求したわけです。ですから、FSの段階でこういうのを説明できないことはあり得ないことで、本当に補償されるかどうかというプロセスの記述が欲しかったという意味です。

西宮 了解いたしました。プロセスの必要な項目というのは記述させていただきます。

平野副委員長 あとはよろしいでしょうか。

そうしましたら、(15)の住民移転計画の策定についてはいかがでしょうか。

松本委員 15番の最初のところですが、過去のプロジェクトの住民移転計画をレビューされるということは大事だと思うんです。これは具体的に、もしプロジェクト決まっているのであれば、これとこれとこれというふうに教えていただければと思うんですが。

西宮 まず今考えておりますのは、最近のプロジェクトで、カリガンダキAとミドルマルシャンディは当たりたいと考えております。カリガンダキAは特にカリガンダキ Environmental Unit とを設置しまして、建設中のモニタリングも行っておりますし、その後、オーディティングも行っていますので、これは情報が入手できるかということもあるんですけども、入手がもし可能なら、その辺の知見も取入れたいと今考えております。

田辺 これはJICA案件ではないのですが、ネパールにおいてADBとJBICが融資しているメラムチ給水プロジェクトという案件がありまして、これは26キロの導水トンネルを掘ってカトマンズに水を供給しようというプロジェクトです。こちらも取水をするので、流域の住民が、漁業や農業、かんがい用水への影響に関しては気にしております。この案件も、みていただきたいと思っています。

西宮 資料が入手可能ならばトライしてみたいと思います。

平野副委員長 そうしましたら、15番についてはよろしいでしょうか。

そうしましたら、16番、自然環境の変化が及ぼす社会影響について、お願いいたします。

松本委員 非常に具体的に書いていただいたんですけども、実際はスコーピングの段階ですから、確かにある程度具体的な方がいいのかもしれませんが。漁労状況の調査の項目に、捕獲量、捕獲魚種、販売方法、販売金額とあるんですが、ちょっと私もネパールの状況はわかりませんが、一般的に考えられるのは、あと使っている漁具ですね。ある程度の深さであれば同じ漁具が使えるでしょうし、深さがある程度変わると漁具が変わるということ。もちろんそれは魚種とも関係があるんですけども、漁具についてもちょっと着目していただければと思います。

それから漁労時期、漁労頻度の確認と書かれていますが、これもできれば、どのぐらいの魚種が確認されるかですが、その魚種ごとにかなり変わってくると思いますので、そのあたりについては丁寧

にみてほしいなと思います。

あと3点目ですが、どこまでを影響範囲とするかというのは結構重要だと思うんですね。魚、特にもし回遊魚が確認された場合、一体どこまでの漁業の影響をスコープとするのかというのがまさにスコーピングの一番重要なところになると思います。それは実はここではいかんともいいようのない部分でありますので、ぜひとも漁業の影響を受けるコミュニティの範囲については、先に示された影響範囲にこだわらず、調査の実態にあわせて、特に回遊魚等々が見つかった場合、フレキシブルに対応してほしいと思います。そういう意味も込めて要求だというふうにご理解いただければと思います。

西宮 了解いたしました。

平野副委員長 ちょっと関連なんですけど、漁業組合のようなものはつくられているんでしょうか。

西宮 私ども、実はまだそこまでは確認できてないんですよ。ただ、この前の調査時に郡の農林事務所をお訪ねしたんですが、そのとき、マディ川の方で2つほど漁業組合があるというお話は聞きました。ただ、その確認はちょっとまだできておりません。

平野副委員長 もし調査の段階でそういう組合の把握ができれば、そういった組合と協議をしながら具体的な方策を検討していくことを考えていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

西宮 そのとおりです。

松本委員 1枚めくっていただいて、4)の集水域保全のところですが、特にダムで土砂崩れの心配もあるような場所で、かつ、水量をしっかりと維持するということから、通常、集水域保全というのはダム建設後、最近かなり力を注がれると思うんですけども、一方で、そこで生計を営んでいる人たちの生計手段が奪われるという危険性もはらんでおりまして、一切住民を立ち入らせないようにしてしまったり、あるいはそこでの林産物の利用を制限してしまったりというようなことが実際に起きているケースがあります。

私が気にしているのは、そうした集水域の保全対策が事業とともにつくられた場合、それによって現行の住民の土地利用なり森林利用なりに影響があるかどうかということにここは配慮してほしいという意味であります。

西宮 この点なんですけれども、集水域保全につきましては、一応枠組みまでをつくるというのが今回のスコープでして、詳細なところまでなかなか踏み込めないのかなと今ちょっと思っているんですけども。そういう意味では、そこまでディテールのサーベイができないということなんですけども。今回の中では、一応集水域保全のため、こういう手段として必要ですよという項目を提示させていただくということまで今考えておるんですが。

松本委員 それが実は結構危惧される場所でありまして、保全の提示をすることはそれほど難しくなってしまうんです。保全をする方法ですので。むしろそれが人々の生活とコンフリクトを生む場合が一番難しいわけでありまして、もしこの開発調査でむしろ現行の利用状況を度外視して純粋に自然科学的に保全の方法を提案した、レコメンドした場合、もしそれを本当にネパール政府が技術協力として受け取って実施しようとした場合、実際の住民の人たちの集水域での生活状況とコンフリクトを生む可能性が私は気になる場所です。ですので、それはディテールというよりは環境社会配慮上必要な措置として、何らかのレコメンデーションとして付記しておく必要があると思いますので、

今スコーピングの段階ですので、そこにも少し留意をしながら集水域の状況を確認することは注意をしてほしいと思います。

西宮 了解いたしました。

柳委員 関連でいいですか。多分今のご指摘というのは、GISを使うことによる、GISを使うというのは、ある意味では地域を鳥の目でみているということですね。だけど、虫の目も必要だという、多分そういった趣旨の指摘だと思いますので、その点は十分留意されていると思います。

川村委員 このコミュニティフォレストの調査のところで、恐らくここで想定されているのは、コミュニティフォレストリーとして申請されている地域について、要するに法的に申請されている地域及びそのユーザーについてではないかと思うんですけども、実際、法的な申請はされていないけど、実態としてコミュニティフォレストリーのような使い方をしているような事例があるのかなのか。もしあるとするならば、そういう人たちも含めて調査対象に含めるべきではないかと思いますけれども、そのような考え方をされているかどうかというのを確認したいと思います。

島田 調査団の島田と申します。

今いただきましたご質問の点ですが、コミュニティフォレストリーという切り口ではここに書かれたような調査項目を想定しております。今おっしゃられたような、実際コミュニティフォレストリーとしては確立していないが住民がコモンプロパティリソースとして森林を使っているという事例はネパールの今回の対象地域におきましても既に把握しておりますので、世帯調査の中で、経済手段等の質問項目の中に、例えばどこの森林を使って飼料用の飼葉を集めているのか等の質問項目は入れてございます。

平野副委員長 よろしいでしょうか。

それでは、次の17番、18番についていかがでしょうか。 特によろしいですか。

それでは、次の19番、20番についてお願いいたします。

柳委員 19番、要求したんですけども、対応の回答をみると、過去事例をこれから検討して具体策を提案するということですから、それはその様子を見たいと思いますので、結構です。

平野副委員長 ありがとうございます。20番の方はいかがでしょうか。

村瀬 事務局からですけども、20番、平山委員が出されているコメントについて、回答とこのコメントの内容について、ちょっとずれがあるように思います。本日平山委員がご欠席されてますので、もしご了承いただけるのであれば、後で平山委員に連絡をとらせていただいて、調査団の見解を説明し答申にどのように入れるか調整させていただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

平野副委員長 質問の方の趣旨を修正されたいというご趣旨ですね。

村瀬 現段階では調査団の回答が平山委員の要求すべてに応じられないような内容だったものから、少し調整が必要かなと思いました。まず今日の調査団の回答を平山委員にお伝えして、答申に盛り込むべき内容を確認させていただければと思いますが。

平野副委員長 この資料は、審査会終了後、一応メールでお送りいただいてということで、それを見た上でまたということですね。

村瀬 はい。

平野副委員長 よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、21番、ダム建設に伴う堆砂についてと22番についていかがでしょうか。

松本委員 22番ですけれども、「対策工を検討する」と書いてあるんですが、私も一応念のために、理由のところには河川改修から排砂ゲートというのを一つの例示として書いてはいるんですけども、このご回答は特定の対策を前提としたものに絞った書き方なのかなと思っているんですが、この対応についてご説明いただければと思うんですが。

西宮 対策法は今特に絞っておりません。要するになるべく影響のない対策法を考えたいという意図でございます。

平野副委員長 よろしいですか。

すみません。21番の方、私の方で質問というか、提案させていただいたんですが、堆砂対策の技術的なものについては国内支援委員会等での検討というのは予定されていないんですか。

神月 今のところ、国内支援委員会、この案件に対する委員会というのは設置されておりません、そういう意味から、この回答をさせていただきました。

平野副委員長 そうしますと、将来的にそういう委員会が設置される段になれば、そこでは検討されるということでしょうか。

神月 JICAの中の全体の話になってしまって恐縮なんですけれども、個別の案件に対する委員会というのがこれまで主流だったんですが、どちらかといいますと、今プロジェクトごとの委員会というのを少し減少させていく方向性にありまして、それよりも課題全体をみるような、課題別委員会というものを随時増加して設置していております。今その変更のちょうど過渡期に当たるものですから、このアッパーセティの案件について、いついつまでに国内支援委員会を設置するという具体的な企画は今のところございません。

平野副委員長 一番やはり心配なのは、いろんないい技術を導入しても、実際につくった後にちゃんとオペレーションが問題なくされていくかということが一番心配な点ですので、それがどういう形でチェックされるのかということは、そのチェック体制を整えるというか、やはりある程度考えた方がよろしいかと思うんですね。もし個別の委員会がないのであれば、何か別の手段で、せっかく導入したものが実際に事後的にも生かされる形のものになるようにいろんな工夫なり検討なり専門家の確認なりをしていただきたいなと思っているんですけども。

神月 わかりました。私どもの方も、この堆砂の問題は非常に事前調査の段階からも注目すべき点だということは十分認識しておりますので、委員会という形にこだわらずに、どのような対策が考えられるのか、調査の進捗を管理していくという点から検討させていただきたいと思ひます。

平野副委員長 よろしくお願ひいたします。

渡辺(泰) 事務局からなんですが、21番の一番最後の委員会のところは特に答申には盛り込む必要はないでしょうか。

平野副委員長 まだ今の段階で即答はちょっとできないんですけども、基本的には、委員会でもなくとも、どこかで、今申し上げたようなチェック機能が働くような形でやっていただきたいという趣

旨のことを書かせていただくかと思います。

そうしましたら、23番に移らせていただいてもよろしいでしょうか。建設工事中の廃棄物の処理について。これも私が出させていただいたものなのですが、これについては、対応のところ、書いていただいて、ありがとうございます。ちょっと私が念頭に置いてたものは、ここのいろんな知見なり環境的な要素によって多少想定された対策というのが実際にそういう環境の中で想定された効果が出るのかどうか、何か試験的な形でのチェックというものは必要ないのかどうかというところを念頭に置いていたんですけれども、カウンターパート、現地の方との協議をして確認するということですので、そのときにそういった試験的な確認の必要性についても協議の中に入れていただければと思っております。では次の24番、25番、26番、27番についてお願いいたします。

西宮 26番、訂正させていただきます。返答の方に、「水生生態系の調査のTORに水生生物の項目を追記する」と書いてありますが、「水生生物」ではなく、「水生植物」です。申しわけありません。ここの変更をお願いいたします。

松本委員 これは私が出したわけではないんですが、非常に気にしているところの一つで、EIAのレポートをみると、結構魚類に対して懸念が書かれている一方で、何か結論としては余り重視されてないところもあって一番不安なところなんですが、マディ川を含めてですけれども、この水系の魚類についてはどの程度既存のデータというのがあるのか、既にインベントリぐらいは存在しているのかですね。それによってこの1年間でできるものって結構限られてくるのかなあという気がして、このコメント自体は結構重要なことを含んでいまして、これをちゃんと調査するにはそれ相当の体制が必要かと思うんですが、現行どのぐらい既存のベースラインデータというか、インベントリ含めた魚の生息状況についてはデータがあるんでしょうか。

西宮 このセティ川自体にはNEAの調査しかないんですが、その中では、一応彼らのインベントリでは32種類、魚類が確認されているということです。これも今回もう一度補完したいというスタンスです。

松本委員 それって回遊の状況なんかもとりあえずはつかんでいるわけですか。どこでスポーニングするとか、そういうような全体的な生態的な部分もおよそわかっているということですか。その数十種類については、

西宮 そこまでは確認されておりません。どの魚が回遊性の魚かということは確認しているんですが、それがどこにスポーニングしているかとか、そこまでは確認しておりません。ただ、ポカラの方に水産研究所がございまして、ある程度その辺の魚類の調査をやってますので、そのデータが使えるのではないかと考えております。

松本委員 参考までですが、当然、その地形とか河床の状態というのが魚の生息と関係していますので、そういうものがダムによってどう変化するのかということもかなりこの魚類には影響があると思いますので、これは一番つかみにくくて、でも、住民にとっては結構生活上大きい影響があるところなので、ぜひ慎重にやっていただきたい点だと思います。

西宮 留意いたします。

柳委員 関連でよろしいですか。先ほどの32という魚種はインポートフィッシュと書かれて

いて、法律に基づくものかどうかわかりませんが、それは一般種とは違うものかもしれないですよ。ですから、それ以外にもほかの魚種はあるんだろうと思うんですけども、一般の例えばフィッシャーマンにとって、ここに書かれたような魚種以外のものでも生計を立てているという可能性もあるわけですから、別に希少種だけではなくて、通常の種についても少し配慮されたいと思います。

西宮 留意いたします。

平野副委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、次の28番、植生と森林の調査についてはいかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、29番の送電線の環境影響予備調査についてですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、30番、ステークホルダー協議について、それから31番、同様に、ステークホルダー協議についてお願いいたします。

田辺 ネパールの中山間地ではマオイストによる実質的な支配地域が多いといわれているのですが、このプロジェクトの実施地域でどういう状況なのかお聞きしたい。また、特にステークホルダーとの協議においては、マオイストの圧力によって住民が意見を言えないとか、そういう状況があるのか。さらに、配慮していることがあればどういったことを配慮しているのか、お聞きしたい。

島田 マオイストの件ですが、まず一般的なことで申し上げますと、当然、この地域でもマオイストの活動があったことは我々の現地の関係者から聞いております。ただ、ネパール全体で考えたときのこの地域が必ずしも活発な地域というわけではなく、今回この調査が始まってからは、特にマオイストからの活動に関することは聞いておりません。

それからステークホルダー協議を開催します直前に、国全体で、国王側が譲歩しまして国会も招集されるなど、非常に政治的な大きな流れがございまして、それを受けた形で、2～3年前に比べますと情勢は大分好転しているというふうには理解しております。また、実際、このステークホルダー協議を行う際に、政党が一応国会活動を始めているということもございましたので、カウンターパート機関とも協議しまして、各政党にこのステークホルダー協議のインビテーションレターも出しました。当然、マオイストのグループにも一応この招待状を送り、このような協議をやりますということもお伝えしております。実際に協議を開始した際に特に妨害等はございませんでしたし、またマオイスト関係者の方が参加したことはなかったです。特段、今のところは目立った、何か障害となるようなことは出ておりません。

ただ、調査団としましては、マオイストの問題だけではなくて、非常に政治的に流動的な時期であることにはまだ変わりないと思いますので、住民を集めて今回のようなマスマーティングを行う、それからこういった大型の事業の調査を行うという点については、現在の政治状況に十分留意して進めていきたいと思っております。

平野副委員長 よろしいでしょうか。

柳委員 ステークホルダー協議ですけども、この影響地域の世帯から実際にはこの協議にどのくらい、何%くらい参加したかとか、そういうことはわかるんでしょうか。

島田 実際の影響世帯の方が参加したかどうか、何%ぐらい参加したかどうかまではまだきちっと統計というものをとってございませんが、一応参加者の方にレジスターしていただく際に、どのVDC、どの行政区から参加していただいているか、また、可能な限り、その集落名も書いていただくようにしております。

今ローカルコンサルタントに補足調査をやっていただいておりますが、その中でまた世帯調査を通じて影響世帯がきちっと明らかになると思いますので、具体的に影響を受ける地域の方が参加しているかどうかということは、今後第2回目以降のステークホルダー調査の際には、事前に招待状を送るなり、その方々をメインにチラシを配るなどの配慮をした上で把握していきたいと思います。今回のステークホルダー協議につきましては、NEA、カウンターパート機関側が指定しております45世帯、何%の方が来たかということまではきちっとまだ把握しておりません。ただ、45世帯の方々に呼びかけることは今回の事前の通知の中でも行いました。

柳委員 45世帯ということですが、それは移転ですね。それは先ほどの420というところですね。425になると200世帯になるわけですから、それから影響世帯自体は324というふうに説明されているわけですから、その中でちゃんと把握されていくことが重要なのではないかなと思います。

田辺 参加者リストを見たところ、ほとんど男性という状況なのですが、女性の参加者を増やす努力などはなされているのでしょうか。

島田 今回開催する事前には、やはりその点を調査団としてもカウンターパート機関とも非常に懸念をしておりました。と申しますのも、開催しました6月が田植えの時期ということがありまして、ネパールの場合、男性ももちろん参加しますが、特に女性の方が農作業に従事されているという事情がございますので、開催時期と、女性の方が積極的に参加していただけるかどうかということが当初から我々も懸念に思っておりました。結果的には、参加してくださった方の割合をみますと非常に女性が少なかったということで、現在、ローカルコンサルタントに世帯調査をやってもらっておりますが、この中で今回作成いたしました資料等も配りながら、第1回のステークホルダー協議についての概要を説明し、また意見も聴取していきたいと思っております。

それから第2回目以降のステークホルダー協議にどのように呼びかけていくかというところで、今回もいろいろな手段を使いまして事前通知を行いました。もう少し女性を呼ぶためにどういう形が可能かというところで、政治状況は、先ほども申し上げたように、少し好転しておりますので、第2回目以降は各VDCの関係者とより密に連絡をとりまして、各VDCレベルでの女性グループ、あるいは女性の方々への積極的な参加を現場レベルの方を通じて呼びかけていきたいと思っております。

平野副委員長 よろしいでしょうか。

渡辺(泰) 31番で事務局から1つ確認です。対応の方で、参加者の民族・カーストを特定することが難しいと回答がありまして、答申の方で、民族・カーストという表現を残した方がよろしいでしょうか。

松本委員 対応のところに実は「社会的弱者を特定し」と書いているので、ある意味でまだ特定していないと。しかし、少なくとも民族・カーストというのは1つ、特定する際の重要な材料になると

思うので、私は、対応のところを読む限りはそれほど認識の差はないのかなと思っているんですが、今事務局側で民族・カーストというところに対する何かご懸念等があったら、逆に私の方で教えていただきたいんですが。

渡辺(泰) 私の解釈として、実際に特定しようとする、どうやってやるかなんですけれども、例えばステークホルダー協議の参加者に、通常、今回リストをつけさせていただいたように、受付したときに名前とかを書いていただくときに、さらに例えば民族・カーストも書いていただくことを求めるという趣旨なのかなあと考えて伺ったんですけれども。

松本委員 趣旨はむしろ理由のところでありますので、いただいた対応をみて、答申案のときには、恐らくステークホルダー協議という限定ではなくて、事業に対する意見、あるいは社会的合意をとる際に、意見をいわれた方がどういう属性にあるのかということ把握した上で行うというような形に答申の中では変えようかと思いますが。

川村委員 ちょっと確認なんです、ネパールの場合は通常、姓によってカーストや民族の出自というのはほぼ確実にわかるのではないかなと思うんですけれども、そもそもここで、確かに100%ではないかもしれませんが、このリストをみれば、ネパールに詳しい人間ならほぼこれでわかるのではないのかなと。だから、どういうカースト構成にあるか、今の段階でもローカルコンサルタントに聞くことによってある程度はわかるのではないかなという気がしたんですが、その辺のご認識、いかがなんでしょうか。

島田 どういう方が参加したか統計的に必要だということでございましたら、おっしゃるとおりに、ある程度の名前で把握できます。いただいてあります要求の中での理由としてご指摘のあった、社会的な配慮を適切に行ったとかどうかの判断する材料として、そのようなカースト別の統計が必要なのかお聞きしたいと思っております。こちら側として一言申し上げたいのは、マスマーケティングで実際に発言されるという方は非常に時間的にも、あと、400人以上も集まっているマスマーケティングで発言できるだけの方というのはどうしても限られておまして、この中で一般的な社会的な弱者の方が発言しようというのは非常にチャレンジングなことでもありますし、私どもも意見をいただければと思いますが、そこまで配慮するだけの環境がなかなかないということもございまして、そのかわりといっちは何ですが、一応時間も限られているということなので、コメントフォームというのは自由に書いていただくようにと配慮いたしまして、また文字が書けない方のために代筆もするという事で今回対応いたしました。そちらをみる限りでは、かなりの方、いろんな民族の方、いろんなカーストの方の発言がありました。このような社会的配慮には努めておりますが、今後そういったカーストの構成に関する情報までもが必要かどうかということ、1点、逆にこちらからお聞きしたいと思います。

松本委員 基本的には、社会的な弱者を特定するということの対応はあるわけですので、その一つに民族・カーストが入るのであれば、それはおのずと何らかの形で特定されていくと思うんですね。私がこのステークホルダー協議のところをこれを書いたのは、制度的に、このガイドライン上位置づけられているのがステークホルダー協議なるものだけだからなのでありますね。そこに対してはアカウンタブルなものが求められているわけです。

したがって、前回もバンコクの臼井さんの発言の中に世帯調査の中でという話がありましたが、これはむしろ調査団が調査の中で便宜的、これの方が都合がいいだろうと思ってこうやられるわけですが、それについては、どういふ方からお話を聞き、どんなことをおっしゃっていたかというような記録を必ずしもつくって公にする必要はないという制度になっているわけです。したがって、我々がこの委員会としてチェックできるという意味で、ステークホルダー協議にどういふ民族・カースト、あるいは他の社会的弱者を規定するような属性の人たちがどういふ発言をされたり、あるいは合意形成においてどういふような立場をとられたかを我々は知りたいと。そうでなければここで審議ができないと。ただし、もしステークホルダー協議というのが適切でないということであれば、代替的な場でやられたものをぜひ記録という形にとっていただいて、それを公にしていれば代用が効くと。一応審査会が機能できるような形で文章が挙がってくるということを望んでいるわけです。

平野副委員長 よろしいですか。 ありがとうございます。

そうしましたら、ステークホルダー協議については以上ということで、32番のE I Aの支援について、それから33番、開発計画のレビューの必要性についてお願いいたします。

松本委員 いずれも私なんですけど、まず32番については、本日いらっしゃってませんが、田中章委員もしばしばいうことでありますが、この開発調査の意義そのものを考えれば、相手がE I Aを承認した後に我々がE I Aのレコメンデーションをするということに対して違和感を感じるのは当然かと思しますので、ここについてはあくまで私も提案としたわけですが、やはり開発調査が生かされるようなことというのは常に考えていただきたいですし、それがドラフトファイナルレポートの段階でどうなったかということも常に報告をしていただきたいと。ここは常に気をかけて調査を行っていただきたいわけですね。政府に出しました、私たちはこうレコメンドしましたではなく、それがどういふふうに関地国のE I Aに反映されました、あるいは反映されなかったということを気にかけながらやらないと開発調査がむだになってしまいますので、これはあくまで提案ではありますが、ぜひ気にかけていただきたいですし、これをうまくやる方法をどこかの開発調査でぜひとも編み出していきたいと私はいつも思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから33番については、わかりました。現状では累積的影響を検討する必要性がないだろうということですので、マディ川に2020年までの開発計画がないのであれば、こういうことになっても致し方ないと思しますので、33番については、この審査会のこのペーパーに記録が残ったということをもって、私としては最終答申には、であれば入れないという形にしたいと思います。

平野副委員長 32、33について、ほかの委員から何かございますでしょうか。兵庫の方も特によろしゅうございますか。全体に関してでも結構ですが、特に兵庫の委員の方々も含めまして何かございましたら……。

和田委員 1点だけ。確認なんですけれども、先ほどのコメントでいうと10番、遠藤委員のコメントであったと思いますが、それに対する対応ですね。遠藤委員のコメントで、2)ですけれども、「費用対効果の比較を行い、結論を導くべき」というのに対して、ちょっと答えがわかりにくかったんですけども、その答えというのは、費用対効果の分析の比較をきっちり行うという、そういうお答えでよろしいんでしょうね。そう私は理解しましたけれども。

西宮 そのように考えております。

和田委員 わかりました。ちょっとその対応のところでもそこがはっきり書いてなかったので、質問いたしました。

平野副委員長 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

村瀬 事務局からなんですけれども、資料のAC5-2の一番最後に事務局注記ということで記載させていただきましたが、委員の方々のコメントの中で、例えば13番、「森林地の水没補償について」のコメントのように、事務局から追ってお配りしましたEIAレポートに対して何か追記すべき、明記すべきという、答申案の書き方がされています。これらのコメントについては、実際に今ネパール側が審査中のEIAレポートでありますので、他にもいくつかのネパール側が作成したEIAレポートに対するコメントがありました。「追記すべき」という書き方よりはむしろ、今後のJICAの開発調査の中で不足している部分は追加で調査するというような書きぶりに、修正させていただければということでこの注記を加えさせていただきました。何かご意見あればお願いいたします。

平野副委員長 今の点については特によろしいでしょうか。

それでは、時間の関係もございますので、ネパール国アッパーセティ水力発電計画調査スコーピング案につきましては、とりあえず以上とさせていただきます。

今後のスケジュールについては、コメントの答申案についてのスケジュール、お願いいたします。

村瀬 今後のスケジュールにつきましては、7月10日の説明会でお配りしました資料の表紙に書きまされたけれども、皆様のきょうのご議論を踏まえまして、答申案を事務局の方でまとめさせていただきます。1週間程度お時間をいただきまして、7月31日頃に委員の方々に今日の協議結果を踏まえた事務局案ということでメールで答申案をお送りしたいと思っております。それに対してまたコメントをいただく予定です。

以上です。

平野副委員長 ありがとうございます。

それでは、議題の2番、緊急時の措置、採択案件報告について、事務局の方から資料説明をお願いいたします。

渡辺(泰) それでは、資料のAC5-3でございます。緊急時の措置案件、2件でございます。なぜ緊急時の措置かと申しますと、どちらも災害に対応したものですけれども、要請がありまして、すぐに採択されております。したがって、要請段階の検討というものがございませんでした。

それから1番のインドネシアジャワ島中部地震災害復興支援無償ですけれども、通常の無償資金協力の場合の予備調査がございまして、いきなり概略設計調査という名前になっておりますけれども、基本設計調査が始まっております。内容的には診療所と学校の修復という予定になっておりますので、実際には調査が始まりまして、もう一回具体的に協力内容を確認しまして、カテゴリ分類を見直すということにしております。2番の方は、予備調査の後、基本設計調査ということになっております。どちらも、1番は、診療所、学校の修復なので影響は小さいと思われましても、内容がきちんと固まっていないということで、カテゴリBといたしました。

それから2番のグアテマラの方につきましては、内容が上水道施設とかんがい施設、橋梁の再建・

修復となっております、予備調査段階で確認されましたかんがい用の導水路がルート変更があると。これ以外はもとどおりにするというだけなんですけれども、ということで、かんがい用の導水路のルート変更の部分について確認が必要ということでBとしております。

それから採択案件につきましては、AC5-4でございますけれども、これはもう資料のみとさせていただきます。

以上でございます。

平野副委員長 ありがとうございます。何かございますでしょうか。

和田委員 これは質問なんですけれども、先ほどおっしゃった緊急時の措置案件、これに関しては、いわゆる諮問ということじゃない、報告だったと思うんですけれども、ガイドラインの1.8に、緊急時の措置に関してですけれども、JICAは早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続を審査諮問機関に諮問すると、こう書いてますけれども、この手続との関係で今のはどういった位置づけになるのでしょうか。教えていただけますか。

渡辺(泰) ガイドラインに基づく手続としましては、実際には特に要請段階の手続がスキップされただけということで考えております。そういう意味では、実際に審査会場でご説明させていただいてご意見をいただくということで諮問というように考えております。

松本委員 今の、若干気になったのは、この場で聞くことをもって諮問とするというのはちょっと気になったんです。つまり、今回はカテゴリBだったので諮問がないのかなと私はちょっと思っただけで、つまり、これがもしAだったら、たとえ緊急時であっても、一応その諮問という形をとって議論すべきだと思うんですが、Bであるので、通常諮問されない案件なので報告で終わったのかなと思うんですが、今の、ちょっと渡辺さんのことをもう一度クリアにしたいんですが。

渡辺(泰) ご指摘のとおりでして、カテゴリAであれば、当然ほかの案件と同じように、いわゆる文書による諮問をさせていただきます。今回、カテゴリBでしたので、実際にカテゴリ分類がされた後は通常どおりの手続として行いますということでございます。失礼いたしました。

川村委員 この緊急時の措置案件の2のグアテマラのケースですが、導水路のルート変更に伴う土地取得等というのがあるんですが、これは大規模なものではないというのを示すような何か具体的な、例えば影響する世帯が非常に少ないとかいうのを示すような数値的なもの等あるのでしょうか。例えばここで、どういう状況がよくわからないんですけれども、ルート変更というのも実は非常に大きなものではないでしょうかという確認を、具体的に教えていただければありがたいです。

村瀬 今のご質問について、カテゴリBとしましたのは、特に土地取得はありますけれども、あくまで緊急時の必要最小限の工事ということで、大規模なものではないという確認をとった上でBとしております。

平野副委員長 よろしいでしょうか。

先ほど渡辺さんがおっしゃった緊急時の措置案件で、Bなので、通常の手続どおりというお話をなさったように思うんですが、緊急時についてはガイドラインに従った環境社会配慮の手続を実施する時間がないことが明らかな場合があるということで、緊急の判断と実施する手続を諮問するということがガイドラインの方に書いてあり、通常の手続とは違う部分があるということですが、先ほどおっ

っしまった通常の手続というのはここに書いてある緊急時案件における通常の手続という趣旨でおっしまったのか、どちらでしょうか。

渡辺(泰) ガイドラインに従った手続がないという部分は、要請段階での検討がなかったということになります。そういう意味で、採択後の手続としましては、2番目のグアテマラの方はガイドラインに従った手続になっております。1番目のインドネシアの方は、予備調査がございませんでしたので、基本設計調査の段階に入ってからですけれども、基本設計調査の最初の段階で通常の前備調査と同様の手続をやっているということになります。

平野副委員長 そうしますと、2番目の案件については、緊急ではあるけれども、通常と同じような手続が可能で、1番については、前備調査がなかったので、基本調査の中で前備調査に類似の中身をやるということですか。

渡辺(泰) はい。

平野副委員長 わかりました。ありがとうございます。

和田委員 今の点、再度確認ですけれども、カテゴリ分類でAになれば、通常どおり、事後的にだけれども、書類で諮問するというお答えでしたよね。カテゴリ分類Bであれば、通常どおり書面で諮問はしないけれども、この審査会で口頭で諮問するというお答えだったのでしょうか。ちょっと確認ですけれども、お答えをお願いします。

渡辺(泰) そこはガイドラインでどういうふうに書いてあるかということですが、JICAが審査諮問機関に諮問するという点がございまして、この諮問の部分が審査会で説明し、ご意見をいただくということで考えております。さらに、カテゴリAということになれば、案件の中身によってちょっとやり方とタイミングが違って来るかもしれませんが、例えば今回と同様に要請段階がないだけということになれば、通常の前採以降の段階で審査会に諮問するのと同じような諮問になるということでございます。

和田委員 わかりました。

平野副委員長 ありがとうございます。そうしましたら、他に何かご意見ございますでしょうか。

満田委員 資料5-4の裏のページのツバルの港整備なんですけど、これは新設も含んでいるわけですよ。港の設備に、で、サンゴ礁があるということであれば、これは影響を受けやすい地域を含んでいるということでAなんじゃなからうかと思うんですが、いかがでしょうか。

村瀬 事務局の方から答えさせていただきます。こちらについては、確かに埠頭の建設というものが要請の中で挙げられておりますけれども、まだこの埠頭がどの程度の規模か、具体的にはわからないという状況であります。

あと、実際にサンゴ礁や希少種の分布についても、具体的にどのような希少種があるかということについても、要請書の記述だけでは、具体的な記述がなかったものですから、とりあえずBとしてもモニタリングをするということを考えましてカテゴリBとさせていただきます。

満田委員 一般論ですが、グレーゾーンで、情報不足でAかBかわからないという案件が多いような気がするんですが、そういうものはなるべく安全側に立ってカテゴリAとして検討された方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

村瀬 要請書の内容によると港全体ではなくて、埠頭という小さな構造物の建設ということが考えられます。もう少し大規模な構造物が当初から要請されているのであれば、その構造物の建設に伴う周辺の影響も大きいことが想定されますけれども、もともと要請されている規模がそれほどこの埠頭の建設の部分については大きくないと考えられるものですから、恐らく、影響というものは何かしらあるだろうけれども、影響の規模は大きくないだろうと考えました。このようなことからBとさせていただきます。

松本委員 でも、立地から来るカテゴリ分類からいけば、大きさは後でさらに調査をしなきゃいけないので、今の説明はちょっとよくわからなくて、ただ、Bにするのであったら、最初にご説明があったように、サンゴ礁や希少種の分布について事前に確認した上で、それらに影響があるようであれば、カテゴリを変更するというぐらいに書いておく方がまだわかりやすいかなと。

今のだと、もう影響は小さいのだから、たとえそこにサンゴ礁があろうが、希少種がいようが、何か影響は小さいというふうに聞き取れてしまうので、最初に説明されたような形から、もしサンゴ礁、あるいは希少種の分布があり影響がありそうであれば、カテゴリを変更するという慎重な書き方をした方が。確かに、これだけを読んだ人にとっては、何でこれでAなんだろうと。特に自然環境に関心のある人にとっては、これがBになってしまうことに、それだけで驚きと呼びそうですので、何か書き方を工夫した上でBにしておく必要があるのではないかと思います。もしくはAにするとか。

村瀬 ご意見、ありがとうございます。こちらのコメントにもありますように、実際にこちらで予備調査を開始する際には、事前に十分そのあたりの懸念される影響についても確認してするように進めたいと思っております。

松本委員 いや、気にしているのは実は無償だからですね。開調であればまだちょっと先があると思うんだけど、無償の場合は、予備調査終わったらすぐに我々の手の届かないB/Dというものが始まってしまうわけで、そういう意味で、この段階でちょっと慎重な姿勢をもっていただいた方がいいと思っておりますので、これは繰り返し、くどいようですけども、無償はその後事業化されるわけですから、より慎重な姿勢をしないといけないと思っておりますので、そのことをやはり文章上記しておかないと、しょせんBなので、予備調査終わったらすぐに次はB/Dねというふうに簡単に考えられないようにしておいた方がいいんじゃないかと思いますが。

村瀬 予備調査に臨む前の段階でも、それから予備調査の結果についても、我々、カテゴリB案件で時間をかけて審査しておりますので、それらの段階で十分配慮してまいりたいと思っております。

松本委員 これ、3番のような書き方にならないんですか。3番は、影響の規模によってはカテゴリAへの変更も考えられるという、何か非常に前向きな……これが前向きかどうかはみる人によって違うかもしれませんが、このような書き方がしてあって、やっぱりサンゴ礁に影響があった場合ということを考えれば、何かこういうような書き方をしておく方が、対外務省という意味でも、警鐘を鳴らして慎重な姿勢になるのではないかという気はするのですが、なぜ上にはつかないのかなと。

村瀬 その点については、この3番との関係でいうと、要請されている規模と影響を受ける可能性のあるサイトを考えた場合に、同じBでも、よりAになる可能性が高いという意味で、より強い警告をコメントとして記入しました。それに比べて、同じBであっても、1番については深刻度は多少低

いであろうというようなニュアンスがそのコメントには出ていると判断します。

ただ、いずれにしても、B案件でも、我々、審査チームの方で十分ガイドラインに基づいて審査いたします。こちらの審査を踏まえた上でB / Dに進むかどうかというものをJICAの方で判断いたしますので、そこは信頼していただきたいと思っております。

平野副委員長 ガイドラインの別紙2のところでも一般に影響を及ぼしやすいセクター特性、影響を受けやすい地域の例示のところでも、カテゴリAの基準にのっとって判断されるものの中にそのサンゴ礁というのが入っているので、それで満田委員や松本委員が気になさっている部分だとは思いますが、本来、サンゴ礁等があればAではないだろうかということをもまず検討するという、確認するというのがガイドラインの基本になっていると理解できるかと思っておりますので、そういった趣旨で表現の方を、ご検討いただければありがたいと思っております。

渡辺(泰) 内容につきましては、もう一回確認をして表現を見直したいと思っております。基本的には、ちょっと中身を明確に覚えてないので定かなことがいえないんですけども、既存の埠頭の改修ということと、埠頭そのものが規模が小さいということ想定しているはずだと思っておりますが、ご趣旨を踏まえてもう一回チェックし直します。

平野副委員長 ありがとうございます。

和田委員 今の点、1点だけ。3のルワンダの案件ですけども、これは私は、ガイドラインによるとカテゴリAになるのではないかと考えております。なぜかといいますと、別紙に、一般に影響を及ぼしやすいセクターの3番、影響を受けやすい地域の例示の(1)で、国立公園、国指定の保護対象地域というのが地域の例示で挙がっておりまして、ここを通るものは恐らく、規模いかににかかわらず、カテゴリAになるのが原則じゃないかなと、それがガイドラインの解釈じゃないかなと考えております。今の点、私の意見として聞いていただければと思います。

平野副委員長 いかがでしょうか。

比嘉 ご意見ありがとうございます。今のところ、カテゴリBとなった理由としましては、これは既存道路ということで、もう既にそこに道路が走っていることの修復ということでBにはなっておりますが、もちろん、カテゴリBということでガイドラインにも載っております。予備調査の段階では環境社会配慮の専門家を入れることになっております。その結果、予備調査の報告書を受けまして、必要であれば、このコメントにも書いてありますように、カテゴリAに変更いたします。

平野副委員長 よろしいでしょうか。

和田委員 結構です。

松本委員 やっぱりちょっと不安なのは、無償資金協力だから不安なんですね。要するに、予備調査の後、プロセスが開調と違って短いわけですよ。ガイドラインのでき上がった当初は、非常に環境社会上影響がありそうなものは無償資金協力ではなくて、一たん開発調査にしようというような議論がかなり熱心に行われてきたのが、このガイドラインの制定のときのある程度参加していた人たちのコンセンサスだったと思うんですが、どうもこの3番とか、あるいは今のサンゴ礁にしても、そういう姿勢よりも、できるだけ影響がないかもしれない部分をみようと、それによってやや弱めのカテゴリ分類をしているように思ってしまうんですね。

なので、繰り返しになりますが、この後ご報告をいただくカンボジアの国道一号線を考えても、あれも既存道路の改修ですけれども、やはりB/Dに移ってから環境社会配慮するのは非常に難しいわけですね。したがって、無償でいえば予備調査段階でしっかり調査をした上で問題ないというところでB/Dにいかした方が私は絶対がいいと思いますし、これが後でB/D段階で問題起こさないことを祈るだけですが、それにしてもすごい不安がありますね、このカテゴリ分類には。なので、私も満田さんや和田さんに同感でありまして、1と3は、これは普通でいけばやはりカテゴリをAにして、調査をしてわかってきて、Bで大丈夫だというふうにしていく方がより適切なのではないかと思いません。

原科審査役 異議申立審査役の原科です。どうもご苦労さまです。

時々傍聴するのが私の職務なので、きょうはまいりました。皆さんのご意見を伺ってしまして、この資料が、ちょっと量が少ないというか、情報が足りないと思うんですね。なかなか判断しにくいということがあります。ですから、まず資料をもうちょっと詳しいものをいただきたいということがございまして、このような段階で十分情報がない場合には、やはり予防措置といえますか、安全側に配慮するというので、今皆さんご意見いただいたようなスタンスで、ぜひスクリーニングはしていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

米田 どうもご意見ありがとうございます。特に無償資金協力ということで、非常に注意深くやっていく必要があるということで、まことにそのとおりだと思います。ただ、これは私の経験ですが、3番の方ですけれども、既存の道路ということでございます。担当の方から説明があったとおり、既存の場合には、大体今まででも、経験的にいけばそのままBないしはCという形で進んでいるかと思えます。

それからあと一番上のツバルの方ですけれども、これも多分、以前、無償で水産案件やったときの、建て替えだと思えます。建て替えでなくても既に施設がある場合には、そこに船が着いたり出たりするということですので、サンゴに影響を与えるのが少ないケースが多いと思っております。私もここに来ましていろんな水産案件をみておりますけれども、そのところをかなり追求したことがあります。既存の施設にそういう改修を加えるという場合には環境の問題とならずにきているのかなと思っております。

それから、確かに安全サイドに立って厳しめにみるということも必要だと思いますけれども、私どもは実務をやっておりますので、そういう経験的なところからBとさせていただいています。Bであったとしても、Aと同じように調査はするということになっておりますので、必要がある場合にはAに変更するということもありますので、よろしくご理解いただければと思っております。

原科審査役 私も、いたずらに安全側という意味ではありませんで、この情報の水準であれば、かなり安全側をみななければいけない。今のご説明であれば、もっと詳しい情報、例えば1枚程度の資料があって、規模がどうで、どんな地域か、そういう情報があってご説明いただければ、皆さん納得すると思うんですよ。この情報でみる限り難しい。ですから、より具体的な、数量的なものとか、そういうデータもあわせてお示しいただければ皆さん理解していただけると思えますので、そういうことをしていただければいいと思えますが、この段階では、いかんせん難しいと申し上げたわけです。

平野副委員長 ありがとうございます。そうしましたら、ご意見を踏まえてまたご検討……

原科審査役 だからお願いしたいのは、今後、より詳細な情報をご提供いただいて審議していただきたいと思います。私からの注文になりますけれども、そういうこと、大丈夫ですね、米田さん。

米田 どうもありがとうございます。これもちょっと実務の観点からの話でございます。実は多くの場合、ここでいつも議論しているわけですけれども、要請段階で、やはり十分なデータ、判断に足りるようなデータというのはなかなかないというか、すべてそろるのがなかなか難しいところがございます。ですから、安全サイドに立つということであれば、A案件が幾つか増えていくのだろうと思います。我が方は、ここにありますように、現在非常に少ない中でこうやって運営させていただいてます。私、事務局長としては、はしょるつもりは全くございませんけれども、必要な場合にはそれはAにさせていただくというつもりで、そういう気持ちでやっております。そのために現地との大変ないろいろなやりとりも出てきます。

原科審査役 これは非常に大事なことだと思うんです。やっぱりスクリーニングしっかりやっておかないと、後でまた手戻りが出ると困りますし、また、こっちにも異議申し立てが来てしまっても大変ですから、この段階でしっかり審査をお願いしたいと思います。ですから、ご担当の苦労はわかりますので、むしろそういうことであれば、そのことをこの場に出していただいて、もっと人員もふやすとか、そういうことで適切な審査ができるように、情報提供する職務があるということをむしろいただきたいと思います。そういう意味で申し上げました。

今、口頭でおっしゃったことをお聞きすると、ああそうかなという感じをもつんです。でも、この文章をみると、全然そういうイメージ出ないですね。せめてそういうイメージがもてるような情報をお願いしたいと、そういう意味でございます。

田辺 ツバルの港の件に関して1点お聞きしたいんですが、既存の埠頭の修復といったときに重要になるのが、しゅんせつを行うかどうかという点が非常に特に現地の海洋の生態系にとっては大きいと思うんですが、これはしゅんせつは行わないという理解でよろしいんでしょうか。

村瀬 今のところ、新埠頭の建設に伴い、一部工事のところでは若干小規模なしゅんせつはあると思うんですけれども、港全体の規模を拡張する意味での大規模なしゅんせつというのは想定されていません。

田辺 埠頭を建設するということに、概要の中に、しゅんせつが例えば行われるかどうかといった、どれぐらいの規模で行われるかといったところはもう少し情報があるといいかなとは思いますが。

平野副委員長 それでは、詳細な情報をご提供いただければと思いますので、いかがでしょうか。

渡辺(泰) この点につきましては、私ども、確認をし直しまして、カテゴリAになるときにはもう一回ご報告させていただきます。カテゴリBのときにはもうこのままということで考えております。

原科審査役 それでよろしいんですか。

平野副委員長 いかがでしょうか。

満田委員 むしろカテゴリBのままのときの理由に興味があります。

渡辺(泰) それでは、もう一回検討し直した結果をご報告させていただくということでよろしいでしょうか。

平野副委員長 ありがとうございます。それでは、議題の2については以上で.....

松本委員 インドネシアのやつなんですけれども、ちょっと混乱したのは、A C 5-4 の開調の方ですが、実現スキームや円借款に直結する整備事業実施計画の策定というのは概要に入っている一方、提言内容にはB / Dの実施は含める必要ないと考えられるというふうに提言が書いてあって、概要と提言内容、どっちが先なのかよくわからないんですが、これは既に採択された案件ですので、提言が受け入れられませんでしたということを書いているのか、これ、よくわからなかったんですが。

あと、書いてあることでよくわからなかったのは、提言内容で、SAPROF のところで、事業化までの行程についてはJ B I C及びインドネシア側政府の意向確認が必要と書いてあるんですが、この意味がちょっとよくわからなかったので、この2点をちょっと教えてください。

比嘉 ありがとうございます。まず、この概要の方はインドネシア政府から出された協力要請の概要ということになります。ですので、今後、採択されたということで、事前調査などを出した際に、スコープ・オブ・ワークという形で、今後の調査の内容などを先方側と再度詰めていくという形になります。

松本委員 この中でB / Dは要らないのではないかというのが.....。

比嘉 この提言内容はあくまでもJ I C Aから外務省に出した提言でありますので、また今後、J I C A、外務省、そしてインドネシア政府との間で調整していくこととなります。

もう一点、提言内容にあります「移行」というのは、すみません、誤字になっておりまして、「意向」が正しいです。

柳委員 ついでに、「異議」も違いますね。

平野副委員長 あとはよろしいでしょうか。兵庫の方もよろしゅうございますか。

和田委員 はい、結構です。

平野副委員長 それでは、3番の次回以降の審査会の開催についてお願いいたします。

渡辺(泰) それでは、次回以降の日程でございますけれども、8月に1件、既にスコーピングの段階で答申させていただきまして中間報告もさせていただきましたが、フィリピンのCavite-Laguna東西道路事業化促進調査のドラフトファイナルレポートの諮問を予定しております。ということで、第6回、8月14日ですけれども、審査会はチュニジアのメジェルダ川流域水系開発計画調査、開発調査のカテゴリA案件ですけれども、これの事前調査の報告をさせていただきまして、その審査会の後に、このフィリピンのCavite-Laguna東西道路の説明をさせていただきたいと思います。担当委員は、ここに書いてあるとおりでございます。

第7回ですけれども、8月28日に、このフィリピンのCavite-Laguna道路の答申案の検討ということでお願いしたいと思っております。あと、第1期の取りまとめをやっていただいておりますので、これについての議論は第6回にした方がいいのか第7回にした方がいいのか、ちょっと進捗状況をいただいで設定したいと思います。以上です。

平野副委員長 ありがとうございます。

松本委員 担当委員は、フィリピンの場合ですが、前のときと同じ人がやるという前提であれば、たしか、私、川村委員にかわっていただいたと思います。

渡辺(泰) 失礼しました。スコーピングの段階ですけれども、交代委員がありましたので訂正させていただきます。

平野副委員長 そうしましたら、3番については以上ということで、「その他」に入りますが、ちょっと5分か、休憩いたしますか。

平野副委員長 じゃ特にほかにございませんでしたら、本日の審査会はこれで終了とさせていただきますのですが。

満田委員 国道一号線はどうなったんでしょうか。

渡辺(泰) カンボジア国国道一号線につきましては、ご案内させていただきましたとおり、既に基本設計調査が終了しておりますので、審査会の議題とはしないで、ただし、情報共有はさせていただきたいと思っておりますので、審査会の終了後に説明をさせていただくということで考えております。

満田委員 メールベースで委員からいろいろな意見が出されたと思うんですが、そもそも審査会の関与が終了したといえるかどうかということが1つ。それから、たとえ終了していたとしても、フォローアップというステージです。それは非常に重要なステージだと考えております。ですから、それを審査会の場で情報共有させていただくのは当然のことだと思っておりますが、いかがでしょうか。

渡辺(泰) 1つは、審査会の関与、協力事業の終了までとしておりまして、これは基本設計調査の報告書の相手国への提出をもって終了しているということで考えております。したがって、フォローアップはこの協力事業の終了後の段階というように考えております。したがって、審査会で議題とするべきなのはこの協力案件の終了までの段階と考えております。

ただし、例えば第二メコン架橋でも話が出たりしましたので、情報を共有させていただくことは今後の審査会の検討のためにも有効だと考えまして、審査会の議題とは別に、また機会を提供させていただきたいと考えております。

原科審査役 情報共有という趣旨であって、その場合、審査会であっても構わないですね。今の趣旨であれば、要するに、審査会であっていけないことはないですね。審議の対象ではないけれども、情報共有という趣旨であれば、その他項目であってもおかしくないと思っておりますけれども、その方がより共有されるのじゃないですか。

渡辺(泰) 1つは、問題としましては、既に基本設計調査が終了しまして、交換公文が結ばれてまして、実施段階になっております。したがって、実際には、いろいろ例えばコメントをいただいたとしても、我々が直接それを受けて何かをするという立場にございませぬ。そういう意味で、審査会で議論していただくということは適当ではないと思っております。

原科審査役 審議という意味であればそうですけれども、情報共有ということであれば、勉強会みたいなことでやっても構わないと私は思ったんですけれども。そこで結論を出して云々という話ではありませんから。位置づけをはっきりして。「その他」ですから、審議事項ではないわけです。

渡辺(泰) 勉強会ということで考えさせていただいております。

原科審査役 そういう趣旨ですね。というのは、審査会でやったら、皆さんそろってますから、より効果的だと思いますよ。

和田委員 私も同意見なんですけれども、つまり、審査会の権限として、審査会の中で議論しては

いけないことかどうかという、そういう判断基準でいけば、決していけないことではなくて、審査会の中で議論していいこと、認められることだと思います。それをあえて審査会の議題から外すという理由がよくわかりません。中で議論すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

渡辺(泰) 中で議論すべきかどうかと聞かれますと、そもそも審査会のスコープの外のことを議論する必要はないと考えております。

満田委員 ただ、フォローアップというのは非常に重要なガイドラインの守備範囲だと思うわけです。まさにこの案件、フォローアップの段階でして、今現在、事業は実施されようとする、我々にとっても非常に学ぶべき案件だと思っています。現段階では、反省点を挙げる、あるいは先々の案件への反映を考えていくための審議であっても、それは構わないと思うんですね。ですから、案件が実施されているから、ENが締結されているから審査会の議論すべきことではないという、その線の引き方はちょっと納得できません。

和田委員 今の点につけ加えるなら、情報の共有というのは審査会の中で議論することが禁止されているわけじゃないですよ。禁止されてなければ認められているという理解じゃないんですか。認められていたら、なぜこの審査会の中でやっていけないのか、よくわからないんですけども。

渡辺(泰) 1つは、ガイドライン上で、審査会の諮問につきましては、審査諮問機関は要請段階から協力の事業の終了まで関与し、ということで審査会のスコープが決められておまして、フォローアップはこの審査会の関与に入っていないと考えているということ。それから審査会でフォローアップ段階の話をしてはいけないとは申し上げるつもりないんですけども、審査会のスコープの外なので、JICAの方では、審査会の議題として議論をお願いするというふうには考えていないということでございます。

満田委員 協力事業の終了というところに若干の解釈の余地があると思います。協力事業がこの場合何を指すかということだと思うんですね。和田委員がメールで書かれていましたように、そこら辺の解釈は2通りあると思ひまして、恐らく事前の調査までをいうのか、あるいは事業本体の終了を指すのか。ちょっとそこら辺、私には判断つきかねるところなんですけど、ただ、私の解釈としては、協力事業というのは事業のフォローアップ段階も含むのではないかと考えております。

そういう点を別としましても、先ほど来、和田委員がおっしゃっているように、この場で案件を共有することは、今、審査会のまとめという非常に重要なことをやっていること、また無償資金協力であること、それから住民移転もかなりこの審査会で議論になったことを考えると、それらの審査会での審議の結果が実際にはどう動いているかということはこの審査会の場で正式に情報共有することは非常に意義あることではなからうかと考えております。

渡辺(泰) 1つは、協力事業の定義ですけれども、ガイドラインの中で、無償資金協力につきましては、無償資金協力事業のための事前の調査というように定義されています。あと、フォローアップ段階について、基本的には審査会のスコープの外ですので、審査会終了後に情報共有させていただきたいと考えております。

川村委員 これもどう考えるかなんですけども、環境社会配慮審査会が機能する前提として、環境社会配慮ガイドラインがあるわけですよ。その環境社会配慮ガイドラインをどう理解するのかと

というのは、環境社会配慮審査会にとってとても重要な件ではないかと思うんですね。今このカンボジアのプロジェクトについては何が議論の論点になっているかということ、まさにガイドラインの解釈、特に影響を受ける住民の生計を維持するということをどういうふうに考えるのかということではないかと思います。このことについて、そのプロジェクト自体を議論するというよりも、もしそれが審査会の中で難しいということであるならば、少なくともガイドラインの運用を考える上での事例として議論するというはむしろ積極的に行うべきではないのかなという気がしているんですけども、いかがでしょうか。

渡辺(泰) 余り重複のないように申し上げたいと思いますので、1つは、国道一号線が重要な案件だとは思っておりますし、情報共有もさせていただきたいと思っておりますけれども、議論していただいて、それをどう扱いますかというJICAに対してなぜ議論をしたいとおっしゃられるのがよくわかりません。

原科審査役 ですから、審議事項でないということはよくわかりますから、審議することをだれも求めてないと思います。だから、その他というのはそういう意味でございますね。その他の段階でそれ以外のことをいろいろ議論するわけですけども、審議ではないんですよ。ですから、議論すると。その中にはやはりこの審査会の質を高めるような情報共有というのは将来的に審査に影響しますからね。そういうことで、情報共有する場があればそれにこしたことはないですね。これは時間の制約もありますから、そう際限なくできませんけれども、例えば今日のような場合には、そういう余裕があるのであれば、この審査会の場で情報を共有するのは非常に効果的だと思います。一回閉じてからやるとなると、メンバーがもう帰ってしまうと困りますから、なるべく皆さんが出席している場でそういうことをやっていただく方が審査会の質を高めるためにいいかと思います。ですから、ここで議論して、その結果で何かするというは、全然だれも言ってないと思います。それはおっしゃるとおりですよ。審議事項ではありませんからね。だから、情報共有で、自分たちがデベロップメントだという、そういう感じですね。エキスパーツのデベロップメント、そういう感じですね。

渡辺(泰) 審査の質を高めさせていただくということは大変ありがたいことでございます、そういう点では勉強会という意味合いになりますので、そういう意味で審査会の終了後、基本的には、皆さん熱心にやっていただいておりますので、既に審査会の後にやるということもご案内は差し上げております。時間のある方は参加していただけるというように考えております。

原科審査役 今の件、むしろ議長が皆さんに諮らなければいかんかですか。審査会のこの時間内でやりませんか、あるいは終わってからにしましょうかと。これは合議体ですから、皆さんが今やろうといえればそれでいいんじゃないでしょうか。

渡辺(泰) 申しわけありませんが、JICAとして、議題内に議論する用意をしております。

原科審査役 いや、「その他」ですよ。「その他」という議題があるでしょう。

渡辺(泰) ええ。ですから、「その他」も議題の中だと考えておりますので、議題内でやる用意をしております。

原科審査役 その他に対して、JICAがこれしかやっちゃいけないということをいうのはちょっとおかしいんじゃないですか。「その他」というのは、委員から出てくるものを待っているわけですよ。

う。それをJICAが、それは「その他」に入りませんなんていうのは、これは議長のやることですよ。事務局が、それは議論しちゃいけないということはいえないと思いますよ。これは合議体ですからね。時間制約の中で議論しようといえればやればいし、もう時間がアウトだからやめようというなら、それはそれでいいですよ。

米田 ちょっとよろしいですか。一応基本的な認識といたしましては、審議事項ではないということでございます。それは、私、いつも申し上げておりますけれども、やっぱり実務ということから、この時間内でできるだけ多くの議論をしていただくということで、我々も、カテゴリA、あるいはBについて報告させていただいているところでございます。

ただ、先ほど渡辺の方からもありましたように、本件につきましては、やはり我々は主体ではないんですね。だから、要するに事業の主体といえますか、ファイナンスの主体ではないので、自分たちのところで、レバレッジが効くとかそういうことではないような領域の話だと思っております。ただ、そうやって認識を深めるということは非常に大事なことでありますので、我々は、何でもかんでも審議ということで、この中で議論するということになりますと、なかなか時間的制約もあって難しいということがあります。ですから、これをやりますと多分いろんなことが出てくるだろうと思うんですけれども、やはり審議の中か外かというのは非常に大事なことだと思いますので、そういう意味で、終わったところで皆さんと共有させていただくということで我々は考えております。そうお願いできれば、事務局長としてはありがたいと思っております。

平野副委員長 時間的な制約もありますが、どのぐらいの時間ありますか。きょうはこの部屋はどのぐらい使えますか。

渡辺(泰) 部屋は恐らく6時ぐらいまで空いていると思います。

平野副委員長 きょう、国道一号線の話がされたいということですよ。審査会の中でやるかどうかの議論も大事なんだろうとは思いますが、それをやっていくとかなり時間もとられてしまうということもあると思いますので……

満田委員 委員に諮られたらいかがでしょうか。

平野副委員長 皆様のご意見を伺って決めたいと思いますけれども、例えば一つのやり方としては、今委員の方で意見を、今期のまとめというのをまとめてますので、その中で今後こういう案件の扱いをどういうふうにしていくかということも入れて、提案するというので整理して、今回については審査会の中でやるかどうかについては事務局の方に任せるといったやり方もあるかと思いますし……

原科審査役 ちょっと待ってください。これは審査会のメンバーが決めることだから、皆さんできちっと決めればいんですよ。それで事務局はそういう要請ですから、事務局のおっしゃることが妥当だと思えば皆さんが、そうじゃなきゃ議論すればいんですよ。そんなおかしな主体性のないことではないんですか。審査会。私は異議申し立てしたくなっちゃう(笑声)。それは実におかしいですよ。これは合議体なんだから。議長が皆さんに諮ってください。そうでしょう。そうしないと事務局のいいなりにやる方がいいということになってしまいますよ。そんなことは事務局は求めていません。事務局が諮問をお願いしているんですから、皆様のご判断でやっていただきたい。

私は、5時に終わるという約束だったら、もうしょうがない、おっしゃるとおりで、この会終わっていいわけですよ。でも、6時までやるんだったら6時まで時間使えるでしょうと。それだけのことです。ただ、審査会はスタンスをしっかりとっておかないといけないと思います。

米田 時間の問題としまして、きょうの考え方としましては、一応5時までには審議を終わるということ、審査会を終わるということなんですね。その後、時間のある方ということで、情報共有ということで、もちろん皆さん残っていただいて、このとおり、兵庫ともつながっておりますし、そのまま続けさせていただくことにはしたいと思っております。ただ、ここで決まったからそれですべてここでやらないといけないということになりますと、なかなか事務的に厳しいものがあります。

原科審査役 だから、場合によります。きょうは5時に終了ということで始まったのならば、5時というのは強い理由になりますから、それを根拠に閉じるというのは理屈が合いますよ。例えば時間が今4時ぐらいで、1時間もあるのにもう終わらしましょうというのは、そんなことやらなくたっていいわけでしょう。5時までにはみんな時間とっていただいているわけですからね。そういう意味ですよ。だから、きょう5時という約束で始まったんだったら、もう5時過ぎてますから、それはやむを得ないと思いますよ。それはきちんとした理屈があるんです。会としてしっかりやってもらいたいと思います。

田中(奈)委員 今回、カンボジアの話を審査会の後でという話は最初のご案内のときにいただいていたと思うんですが、それに対して、先ほど満田委員もおっしゃってましたが、やっぱり審査会の中で扱っていただきたいという意見があって、村山委員長、きょうご欠席ですけども、村山委員長からも、渡辺さんあてだったかと思いますが、再度ご検討いただきたいというメールが既についていたかと思います。

ですから、そういった過程と、今の委員の皆さんの意見を聞いてますと、この審査会、まだ閉じてませんので、ぜひこの審査会の中で扱いたいという我々の意思を一度確認しておくべきではないかと思うんですね。それを受けて、事務局の方がどうしてもそれはまかりならぬということであれば、そこまでをこの審査会の記録としてとりあえず残すということが必要なのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

平野副委員長 ありがとうございます。そうしましたら、きょうご出席の委員の皆様は、基本的に審査会の中で本件については審議したいという、情報共有させたいという、そういうご意見ということでよろしゅうございますか。特に異議のある……

遠藤委員 原科先生が整理したように、私は審議事項ではないから、審議会でやる必要はないと思います。ただ、情報共有として、カンボジアの案件がどのようになったのかなというのは知りたいから、そういう意味では、情報の共有の勉強会はやるべきで、やってほしいと思っております。ですから、審議会をここで一たん切ってやるべきだというのが私の考えです。

平野副委員長 審査会を一回ここで閉じてやるべきだと。

原科審査役 ちょっと補足しますが、時間の制約が大変大事だと思ったので申し上げたのですが、私も今たまたま大学の評議員やっているんですが、評議会では審議事項がありますね。これは学内で決めます。それから報告事項。これは種類が違いますね。その他の時間、議論する時間が、第

3番目にあるんですよ。そのときは2時間という枠の中で、時間が余れば大学の将来について我々議論するんですよ。それは時間の枠内でね。そういう意味では、議論する場をもっておかしくないんです。審議事項と報告事項とそれ以外の議論と明確に分けてますから。これは大事なことです。今おっしゃったように、5時までということで始めてこられたんだったら、かなり大きな制約条件だと思ったので、そこで切ることは、私は、そういう意味では理屈は合うと思います。ただ、皆さんが延長してやりたいというとまた別ですけどね。そのようなことで申し上げました。

米田 熱心にそうやって関心もっていただくということには本当にありがたく思っております。ただ、審議事項と報告事項、先生いろいろ整理いただきまして、それは非常に参考になると私も思っております。ただ、我々といましては、この審査会を運営していかないといけないという要請がございますので、そういう時間の中で、もし先ほどいわれましたような形で、例えば4時半に終わって、30分でもあるのであれば、そういう中でやるということは、それはまた考えようによってはあるかもしれませんが、しかし、我々は審議事項かそうでないのかということは非常に大事なことでございます。というのは、先生方の、もちろん委員の方の意見でもって、それをまた取り込んで運営していかないといけないということになるわけですね。

今、原科先生の方からいいお話をいただいて、柔軟に、4時半に終わったら30分はという形でやれば一番いいと思いますが、ただ、現実問題としては、多分それは非常に難しい。

原科審査役 いろんな委員会の委員長とか随分やってきましたので思うんですけども、会議の時間は大事で、だから、予定した時間内で終われない場合には、延長していかどうか諮るべきだし、今議論したいんだったら、あらかじめ2時間でなく3時間とっておくとか、そういうのはあらかじめ約束しておかないといけない。皆さん、それぞれご都合がありますから、会としては成立しないと思うんですよ。その意味で、きょうは2時間という約束で始まったのであれば5時。今回はやむを得ないなと思ったので申し上げたので、議論する場を設けたければ最初からあらかじめそういうことを約束しておけばいいんです。そういうことで予定すればいいと思いますよ。だから、2時間と限らなくてもいいと思いますけど、ただ、きょうはそうじゃなかったようなので、やむを得ないかなと申し上げたんです。

柳委員 問題の核心は、結局、A案件のフォローアップステージにあるものを審査会が関与するのかしないのかということとどうきっちりと踏まえるかということですよ。時間の問題じゃないですよ、これはね。だから……

原科審査役 その問題、前へ広げてしまってもっと議論やらなくてはならなくなる。

柳委員 そうじゃなくて、だから、審査会の意見をいう立場にないから、それが記録に残るといろいろと問題が起こると。審査会の中にあるというのは、結局すべて記録に残るということで、外にオープンになるということなんですよ。だから、オープンにするかどうかという、事務局提案としては、それは外のものだから、これは入れないでおきましょうということだし、満田委員からの、また神戸からの意見も、基本的には中でも議論してもいいのではないかとということで、決をとったらどうかという議論ですよ。だから、まずそれを最初に整理されれば、議長としてはいいのではないかと思います。

米田 その前に、今状況をご報告申し上げます。本日実は5時からその国道一号線の話をする予定でございました。で、実は外で待っております。その時間もっております。こうやっている時間を食いますとその分だけ報告が少なくなりますので、ここで決をとらなないということは、そのこと自体が私はルールになるのかどうか、また検討させていただければと思っております。それから、やはり審議事項の中か外かというのは、私どもとしては、中か外かというのはそれで決まってしまうと思っております。いずれにいたしましても、認識も大分違うところもございますので、きょうは、もし差し支えなければ、その時間を節約する意味でも、予定どおり審査会の方は終わって報告してもらうのがよろしいかと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

松本委員 これは私としてはちゃんと自分の意見を議事録に残しておきたいわけですが、これは数回前の審査会の中でJICAの職員の中から、ここで議論したことが国会議員のホームページに出ていて、これは審査会が機能していないのではないかという声があるという発言が審査会の時間内で行われたわけです。当然、それに対して審査会としてどう答えるかといえば、じゃ現状どうなっているかお聞きしましょうということで、私自身も、こういう場を設けた方がいいということをJICAに提案し、村山委員長もそういう形でJICAの事務局にいつてきたわけでありまして。

したがって、私も今の柳委員と同じで、これは一種の我々審査会のアカウンタビリティというものだと思います。中でやる、外でやる、審査の権利がある、ないというだけではなくて、そういうような声に対して我々もちゃんと聞く場を設けて、現状どうなっているか聞いたと。しかしながら、JICAに対して我々は提言して、JICAがそれを外務省に何かするという権限関係にはどうやらないんだということは、それも含めてこの議事録というものに残っていくということは私は非常に重要なことだと思っておりますので、私の意見はあくまで、審査会としてある種進捗状況をこの場でお聞きして、我々がやってきたことがどうだったのかを考えると、そういう場を我々もちゃんと設けましたということを残しておく。これは私としてはこの場にいる者としての責任でありまして、それはどうしてもまかりならんとJICAがいうのであれば、それはJICAの判断としてやむを得ないのかもしれないかもしれませんが、私は到底受け入れられない考え方です。

原科審査役 JICAの情報公開ということで考えれば、やはり記録して公表することは大事だと思いますので、そういった意味では、むしろ記録することがメリット大きいと思います。JICAの情報公開のポリシーと合うと思いますが、できるだけ説明責任果たしていこうという姿勢だと私は理解しております。だから、皆さんが少し延長してもいいということであれば、この会議を延長してもいいんじゃないですか。記録して公開するのはいいと思います。

米田 もう少し今の状況、ご説明いたします。きょうは担当の事業部に説明をお願いしております。ただ、それは公開するという前提での話ではございません。ですから、きょうのことを私は申し上げておりますが、このままここに入ってご報告するということになりますと、私どももやはり内部的な調整がございますので、そう簡単にはいかないと思っております。

原科審査役 情報を公開できない状況ということであればやむを得ないでしょうが、そういうことならしょうがないんじゃないかな。仕方ないと思えざるを得ない。情報提供についても公開できないとおっしゃるならしょうがない。

渡辺(泰) きょうの準備は、審査会終了後に説明するという前提で用意しておりましたので、審査会の時間内にやるということであると、もう一回、私ども企画調整部からは説明能力がありませんので、担当事業部から説明してもらうということになると、審査会の中で説明ができるかということで、もう一回調整が必要になると考えております。

原科審査役 私は、そういうことであれば仕方ないかなと思いましたが。今のご発言で。ただし、次回議論してもらいたい。

満田委員 そういうことであれば仕方がないのかもしれないんですが、私は、議題にこれを含めてほしいとお願いをしたのが、渡辺さんの方から議題について各委員にお知らせがあった先週の火曜日の時点で、すぐさまご返信したつもりで、ずうっと検討なさっているんだらうなと思って待っていたわけです。もちろん、大抵の場合は、議題というのは事務局のコーディネートのもとにお任せしていたわけなんですけど、こういった重要な案件を、もちろん、我々委員の方から関心のある議題というのが提起できるはずだと考えておりますので、今回はやむを得なかったにしろ、次回ぜひ日を改めて審査会の場でこの案件を議論するような時間は、とっていただきたいなと思うんですが。今回は終了後でもやむを得ないかと思いますが、次回そういった機会をつくっていただくべきではなからうかと思えます。

平野副委員長 委員長の方からも、審査会の中でというお話も言づかっておりますので、今後のやり方については、本日、委員の皆様がおっしゃったご意見を含めて再度ご検討いただいて、検討いただいた結果をまた反映させていただければと思います。本日はとりあえず情報提供をいただくということを主眼にして、説明していただいて、次回以降については、委員の皆様のご意見がいろいろあったかと思えますので、そちらについてご検討いただいて、またその結果をフィードバックしていただければと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、あと 30 分しかお時間ございませんので、とりあえずこちらで審査会の方を終了させていただきます。引き続き説明の方をお願いいたします。

了